

広島大学学術情報リポジトリ

Hiroshima University Institutional Repository

Title	フリーランスの所得区分（オーストラリア）
Author(s)	林, 幸一
Citation	広島大学マネジメント研究 , 22 : 35 - 44
Issue Date	2021-03-27
DOI	
Self DOI	10.15027/50778
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00050778
Right	Copyright (c) 2021 by Author
Relation	



フリーランスの所得区分（オーストラリア）

Freelance Income Classification (Australia)

林 幸一
Koichi Hayashi

要 約

フリーランスの所得区分は、労働関係法上、独立事業者か従業員が明らかでない部分が多く、そのことを受け所得税法上の事業所得であるのか給与所得であるのかは、必ずしも明確ではない。本稿では、オーストラリアにおける雇用と自営との中間的な働き方をする者に関する税法と労働関係法について紹介し検討を加えている。

APSI法では、シェアリングエコノミーにおけるフリーランスを、節税のための法人として否認し、経費制限・源泉徴収などで規制しようとする。一方、労働関係法で、公正作業法・独立請負人法の保護があり、オーストラリアのフリーランスの所得区分は、課税と労働関係法とのバランスの上に存在している。

キーワード：フリーランス 所得区分 シェアリングエコノミー ウーバー問題

1 はじめに

わが国におけるフリーランスの所得区分は、労働関係法上、独立事業者か従業員が明らかでない部分が多く、そのことを受け所得税法の事業所得であるのか給与所得であるのかは、必ずしも明確ではない。本稿では、オーストラリアにおける雇用と自営との中間的な働き方をする者に関する税法と労働関係法について紹介し検討を加えることで、その示唆を得ることとする。

1 税法関連の問題

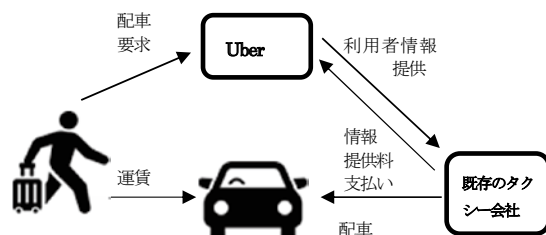
(1) シェアリングエコノミーをめぐる課税漏れ

シェアリングエコノミーとは、インターネットを通じて、モノやサービスなど個人が保有する遊休資産を貸し借りしたり、売買したりする新しい経済の仕組みをいう。物やサービスを有料で貸し借りして使うシェアリングエコノミーをめぐる課税漏れについて、そうした貸し借りは仲介者を通じて個人同士で行われることが多く、得た所得を税務当局が正確に把握できないなど課題は多い。今後の税制改正の焦点となる可能性があるとして、わが国政府も対策を検討している¹。

収入を得るため自家用車に利用者を乗せるライドシェアリングサービスを提供する「ウーバー」

は、シェアリングエコノミーの代表的な存在として知られている。オーストラリアにおいて、その現地法人であるUber Australia Pty Ltdは以下の配車サービスを提供している²。

- ①ウーバーブラック（Uber Black）：ハイヤー事業者と提携し、黒いセダン型の車両を手配するもので、通常のタクシーより清潔で高級感のある車両が手配される。
- ②ウーバーラックス（Uber Lux）：ハイヤー事業者と提携し、超高級車の車両を手配するもので、ドアの開閉や飲料水の提供等のサービスが含まれる。
- ③ウーバーキャブ（Uber Cab）：タクシー事業者と提携し、タクシーを手配するもの。
- ④ウーバーX（Uber X）：マイカーを使用したサービスのみを実施し、タクシー事業者との提



わが国におけるウーバーの配車サービス

携は行っていない。

シェアリングエコノミーの課税問題については、「事業の主体が配車を仲介した業者なのか、運転手なのか識別が難しい。運転手が業者の被雇用者として扱われた場合と、個人事業主として扱われた場合では、所得税や法人税の課税方法も変わる。また、個人運転手の所得などの情報を正確に把握できる手続きがないため、課税漏れの可能性も高まる。さらに、仲介業者の事業拠点が海外にあれば、法人税などの課税も難しい³」とされる。

わが国では比較的質の高いタクシー⁴とそれを実現させるのに求められるドライバーの二種免許制度があり、「ウーバー」型のタクシーサービスはそれほど広がりをを見せていない。一方、最近のコロナウイルス問題を受け、Uber イーツは全国的広がりを見せ、これまで個々の店で行っていた配達を、加盟レストランからのデリバリークルーによる配達として引き受けている。また、出前館・ウォルトなどの新規参入する企業も出現している。

(2) オーストラリア所得税法上の給与・事業

オーストラリア所得税法上の所得の種類には・事業所得・給与所得・キャピタルゲイン・配当所得・不動産所得・利子所得・ロイヤルティ収入・退職所得・パートナーシップから分配された損益などがある。所得金額は、収入から控除対象の経費を差し引いて計算する。控除対象経費は、一般控除項目と特定控除項目に分かれ、日本の給与所得控除のような概算経費控除は存在しない。一般控除項目には、査定対象所得の稼得もしくは収受に関して発生した損失や売上原価や販売費、一般管理費などの費用、又は査定対象所得の稼得もしくは収受するための事業の遂行において生じた必要な貸倒損失や資産損失などの費用や損失がある。特定控除項目は、特定の種類の所得に対し、「控除できる旨を規定している場合には、査定対象所得から控除することができる」としている⁵。

特定控除項目は、給与所得者のみならず事業所得者などに共通して適用になる。特定控除項目として重要なものの一つとして車と交通費がある。例えば、個人納税者が、2か所の事業所で働く、あるいは事業を営んでいる場合に生じた交通費

は、特定控除項目として費用化できる⁶。また、制服や作業着その他その職業に必須の被服費は、所得の計算上控除できる。短期出張などでホテル滞在に関して生じた費用なども控除できる。交際費は、原則として控除できないが⁷、例えば会議やセミナー参加に伴う合理的な範囲の食事費・宿泊・旅費などは費用控除できる⁸。

(3) 人的役務提供による所得の転換に関する法律 2000 (Alienation of Personal Services Income Act 2000 (APSI2000))⁹

同法は、オーストラリアにおける特定の人的役務提供による所得 (PSI: Personal Services Income) の処理に関する新しい規則である。同法では、PSIに関連する2つの問題について定めている (APSI84-1条¹⁰)。2つの問題とは、第一に特定の人的役務提供による所得 (PSI) に関連する経費控除の制限 (APSI85条¹¹)、第二に PSI を他の事業体の収入とすることによる課税への影響の問題 (APSI86条・後掲) である。

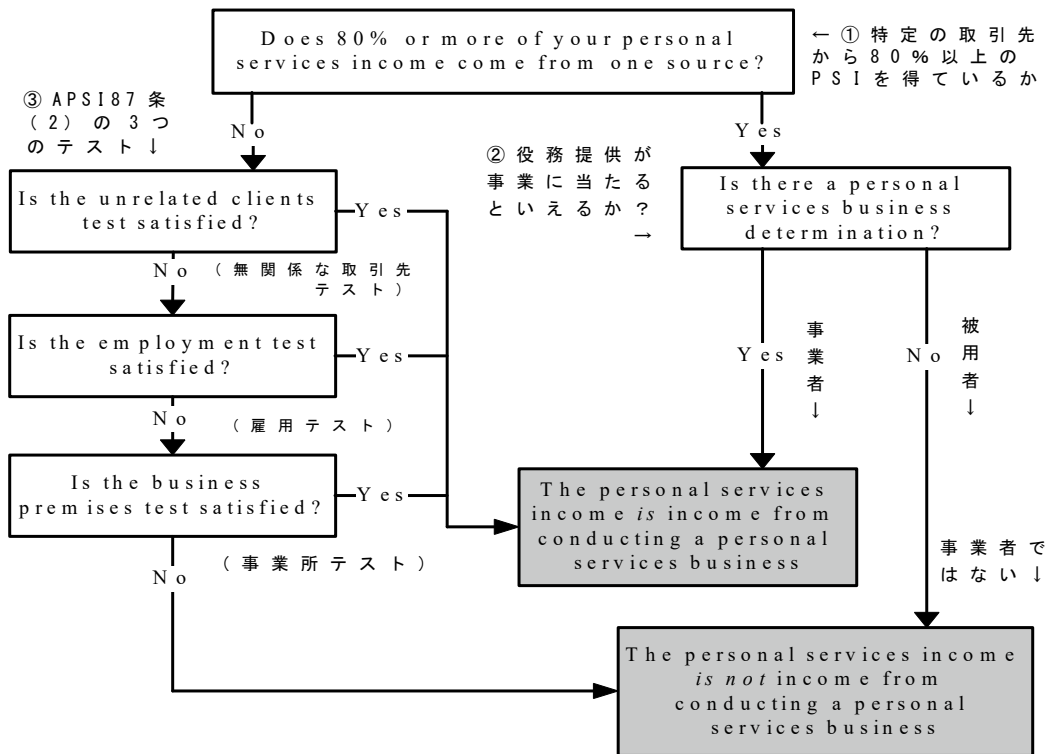
特定の人的役務提供が事業に当たるか否かを区分する最初の段階は、役務提供による収入を得た時点である。収入の80%以上を特定の取引先から得ている者のうち、役務提供が事業に当たらない者は、被用者として扱われる。また、特定の取引先から収入全体の80%未満で、かつ以下の3つのテストの何れにも該当しない場合についても、事業として扱われず被用者となる (APSI87条)。

APSI87条

被用者とは

- (1) 被用者か個人事業者であるかについて、次の3つのテストの少なくとも1つを満たす場合、その年度において被用者として取り扱う。
- (2) テストは次のとおり。
 - (a) 取引先が相互に無関係の場合、87-20条のテスト
 - (b) 87-25条に基づく雇用テスト
 - (c) 87-30条に基づく事業所テスト
- (3) ただし、以下の場合を除き、課税年度の収入の80%以上が同じ事業者 (又は同じ事業者とその関連会社) からである場合、そのサービスは被用者収入として扱う。
 - (a) 収入が事業として得られたことが明確

特定の人的役務提供による所得規則の処理フロー



な場合、その区分は有効である。
 (b) 事業としての申請が必要な場合、当該収入は事業者としての収入である。

APSI87条(2)が要求する3つのテストを整理すると、次の何れかに該当する場合、事業収入として扱われ、それ以外の場合、被用者収入になる。

- ①「無関係な取引先テスト」：サービスを一般に宣伝し、結果的に少なくとも収入を2者以上の無関係の取引先から得ている (APSI87-20¹²)。
- ②「雇用テスト」：企業の従業員の立場で行われた仕事から得ている収入が20%未満である (APSI87-25)。
- ③「事業所テスト」：事業が独占的に使用する施設で運営され、施設が自宅から物理的に分離されており、取引先の自宅からも分離されている (APSI87-30)。

なお、事業所得として獲得された収入は、認められる経費の控除が行われた後、サービスを実行する各個人に割り当てられる。

(4) 裁判事例¹³

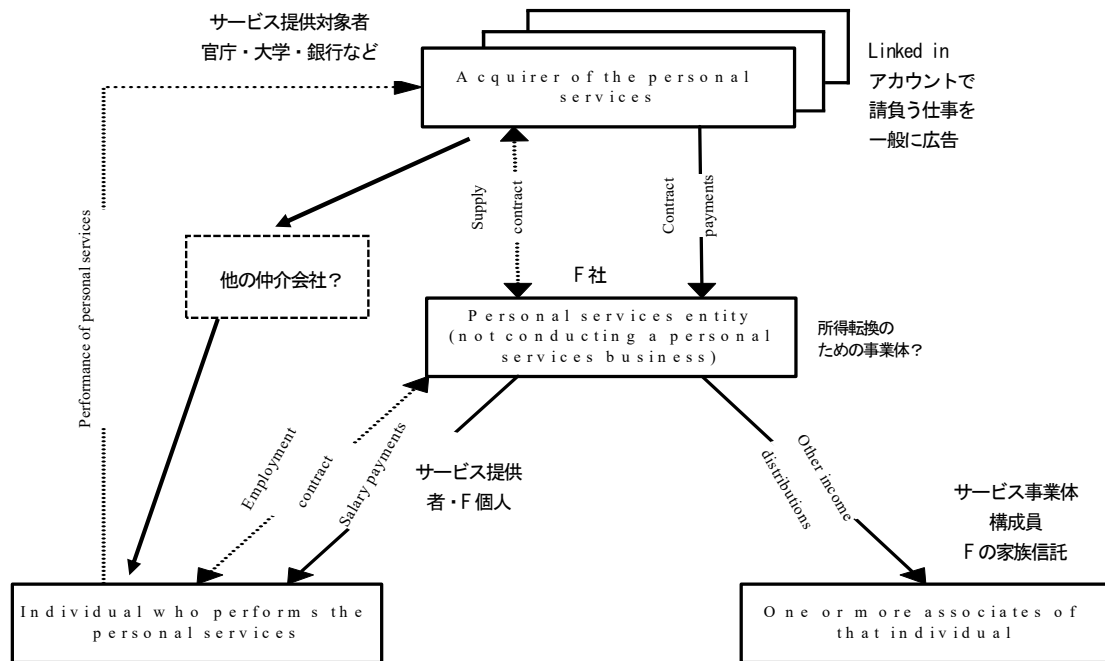
以下、これまで紹介した人的役務提供による所得転換が問題となる具体的ケースを、裁判例を用

い紹介し、その問題点を検討する。

ア 事案の概要

納税者 (Peter Fortunatow 個人：以下「F」という) は政府機関、大学、銀行、公共事業などの組織にコンサルティング・サービスを提供していた。Fは、仲介者として機能するF社を通じサービスを提供する。Fが管理運営する会社 Fortunatow 社 (Proprietary Ltd：以下「F社」という) は、2012年及び2013年に、8つの異なる相手先から、それぞれ約16万6千ドルと12万1千ドルの収入を得ていた。会社はFの家族信託¹⁴に不動産管理費用を支払い、F自身は会社から報酬を得なかった。課税庁は特定の人的役務提供による所得規則 (APSI86条) を適用して、会社が受け取った収入を2012年と2013年のF個人の所得として課税した。

F自身は管理運営するF社の社員として働いており、会社は請負う仕事をLinked inのSNSアカウントを介し一般に広告することで、人的サービス所得の転換に関する法律87-20条(1)(b)の無関係の顧客テストが適用される要件を満たしており、会社が受け取った収入を個人のもののみならず同86条は適用されないと主張し不



人的役務による所得転換

服申立てを行った。

イ 判示

審判所は、F社がLinked inを用いFの業務を紹介し、F社を通じて仕事を獲得しており、APSI87-20(2)の無関係の顧客テストが適用され、F社のLinked inを用いた活動と認められるとの見解を示した。一方、控訴審判所(Administrative Appeals Tribunal:AAT)は、F社の活動を認めたものの、F個人も実際には、他の仲介会社から紹介を受け活動していたと判断した。

しかしながら連邦裁判所は、控訴審判所がAPSI87-20(2)を誤って解釈したと判断し、自身が管理運営する会社を通じたコンサルタント収入は、個人収入であると判断した。裁判所は、活発に更新されたF社のLinked inのアカウントが一般への広告の一部を構成することを受け入れたが、F社がLinked inを通じ広告を行ったとの主張は取上げず、仲介者を通じた紹介は、F社がF個人とは独立した請負業者として運営されていることを示すものであるという主張も認めなかった。

ウ 検討

(ア) 争点

本件の争点は、本人が管理運営するF社がビジネス特化型SNSであるLinked inに広告

を掲載することにより、「無関係の取引先テスト」であるAPSI87-20(1)(b)が適用され、F社が事業者としてサービス提供を行い、F個人は従業員として扱われるか、同(2)でその適用が排除、会社が単に個人のサービス収入を調整する機能しか有しないとされ、個人収入として課税(APSI86)されるかである。

APSI87-20条は「無関係の取引先テスト」を、次のように定める。

- (1) 個人または個人サービス事業体は、以下の顧客テストを満たす必要がある。
 - (a) 略
 - (b) サービスは、個人または個人のサービス事業体が、サービス提供のため、広告などを広く又は一部に提供した直接の結果として提供される。
- (2) 個人のサービスは、(1)(b)の事業を行う事業体を通じサービスを提供する目的に利用できるだけでは、事業体の顧客に直接サービスを提供するため広告又は宣伝を行ったとして扱われない。

(イ) 分析

APSI86 A-General

本節は、個人がサービス事業を行っていない会社・パートナーシップ・信託を利用して個人サービス収入の要素を少なくすることで、

所得税（及びその他の債務）を減額又は繰り延べできないようにすることを目的とする。

APSI86-1

サービス提供による収入は、それが他の事業体の収入であり個人に対し給与として支払われていない場合であっても、個人の収入として解する。

APSI86条は、当該事業体が業務として他者にサービス提供を行っている場合は適用されず、また個人収入として扱われる金額から、他者に対する支払いを控除する項目上の制限がある。

会社が単に個人のサービス収入を調整する機能しか有しないか否かに関し、裁判所は「無関係の取引先テスト」についての APSI87-20条(1)(b)を根拠に、「広告などを広く又は一部に提供した直接の結果として提供される」ことを重視し、そのように判断するには、Linked in アカウントが利用可能であると言うだけでは受動的で不十分であり、個人又は団体による積極的な行動を示す必要があるとした。本判決により今後、個人のサービス提供による収入が事業体による収入であるとするには、当該収入が事業体による広告・宣伝から直接生じた証拠が求められる可能性が高くなることが考えられる。

結局、PSI 法は、フリーランスのうち一定の条件のものを給与と見做すことで事業所得とを区分し、また事業所得と見做すことで実体のない会社を作り出して本人や家族などの構成員・家族信託に対する支払いを否認する機能を持つものと考え

られる。

なお、わが国において、こうした場合に用いられる同族会社の行為計算否認規定は、不当性という不確定概念を用い、同族会社の租税回避行為を広く対象とする。しかしながらその抽象性・多義性は、予測可能性等の点では、人的役務による所得転換を規制する個別・具体的規定である本規定に劣後すると思われる¹⁵。

また、APSI86-1条により、他者に対する支払いを控除する項目が制限される結果、次の支払いを必要経費とすることはできないことになる。

- ・所有者の家に関連する家賃、住宅ローンの利子、土地税（APSI85-15¹⁶）。
- ・従業員や記帳義務など、配偶者への支払い又はサポート業務の費用（APSI85-20）。

2 労働関係法¹⁷

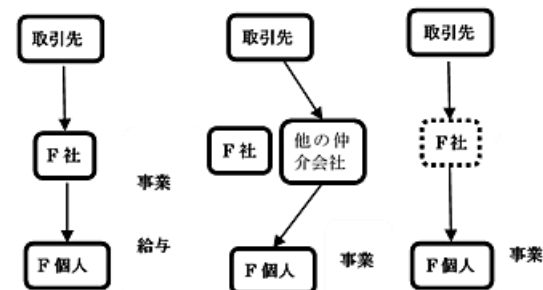
オーストラリアではウーバー社等が提供する自家用車乗合サービスが、最近、首都特別地域及びニュー・サウス・ウェールズ州において労働関係法上、相次いでその対象化が行われ、他州においてもこれに追随する動きがある。その概要は以下のとおりである¹⁸。

(1) 労働規制当局の Uber Australia 調査¹⁹

労働規制当局（Fair Work Ombudsman）は、Uber Australia Pty Ltd（Uber Australia の関連会社）及びドライバーの関与に関する調査を完了した。労働規制当局は、検査官がドライバーの契約、ドライバー用アプリのログオン・ログオフの記録、ドライバー及び Uber Australia に対する聴き取り、労働許可証文書・支払明細書・銀行記録・価格表などの幅広い証拠を調査したとし、次のような見解を公表している。

Uber は、特定の時間にドライバーに仕事をすることを要求していない。ドライバーは、特定の日又は特定の週に、仕事をするかどうか、いつ、どのくらいの期間行うかを自身で決めることができる。雇用関係が存在するためには、雇用主から要求されたときに従業員が仕事を遂行する義務が少なくともなければならぬと裁判所は判断している。調査により、Uber ドライバーは、仕事の遂行が正式又は運用上の義務ではなく、Uber とドライバーとの関係が雇用関係ではないことが判

Fortunatow 事件の各審判所等での判断



審判所	控訴審判所	連邦裁判所
F は F 社の従業員	F は個人事業主	F は個人事業主
F 社は APSI87-20(2)の要件を満たす	F は他の仲介会社から紹介を受け活動	F 社は APSI87-20(2)の要件を満たさない

明した。したがってフェアワークオンブズマンに対し、この問題に関し公正作業法（後述）に基づくコンプライアンス措置を取らない。なお、本調査はオーストラリアのUberのみに関連しており、より一般的なギグ経済の調査ではないとしている。

(2) 公正作業法 (Fair Work Act 2009)

2009年公正作業法は、独立した請負人を不利な労働、強制、結社の自由の濫用から保護する。公正作業法は、これらの規定の違反に対して罰則を提供する。

ア 法律の目的²⁰

- (a) 働くオーストラリア人にとって公平で、企業にとって柔軟であり、オーストラリアの将来の経済的繁栄のために生産性と経済成長を促進し、オーストラリアの国際労働義務を考慮した職場関係法を提供し、
- (b) 国の雇用基準、判決、全国最低賃金命令を通じて、公正で関連性があり、強制力のある最低条件の保証された安全策を確保し、
- (c) 公正で関連性があり、強制力のある最低賃金と条件の保証された安全策が、あらゆる種類の法定個人雇用契約の作成によって損なわれないことを保証し、
- (d) 柔軟な勤務形態を提供することにより、従業員が仕事と家族の責任のバランスを取ることを支援し、
- (e) 結社の自由と代表権を認め、不公平な取り扱いと差別から保護し、苦情と紛争を解決するためのアクセス可能で効果的な手順、効果的なコンプライアンスを提供することにより、職場での公正と代表及び差別の防止を可能にするメカニズムを提供し、
- (f) 単純で誠実な交渉義務と争議行為を管理する明確なルールによって裏付けられた企業レベルの団体交渉に重点を置いて生産性及び公平性を達成し、
- (g) 中小企業の特別な状況を認めることにより、すべてのオーストラリア国民の経済的繁栄及び社会の構成員として包み支え

合うことを促進し、協調的かつ生産的な職場関係のバランスの取れた枠組みを提供する。

イ 独立請負人²¹

独立した請負人は通常、仕事の取り決めとその金額を交渉し、複数の依頼人のために働くことができる。独立した請負人は下請業者 (sub-contractor) とも呼ばれる。労働者が請負人が従業員であるかは取り決めが何であるかではなく、その事実関係に基づく。

・請負人と従業員との違い²²

独立した請負人は、従業員とは異なる義務と権利を持っている。従業員と請負人の違いを判断するには多くの要素が関係する。なお、単独で違いをもたらすものはなく、すべてを総合して検討する必要がある²³。

(ア) 従業員を示す要因

- ①雇用主が仕事を監督し管理する
- ②標準的な業務時間（通常の従業員の時間は週ごとに異なる場合がある）
- ③通常、仕事に対する継続的な期待がある
- ④雇用主からの用具の提供または用具台の支給
- ⑤賃金または給与を定期的に支払われる
- ⑥経済的リスクを負わない
- ⑦雇用主から所得税が差し引かれている
- ⑧有給休暇を取得する権利がある

(イ) 独立請負人を示す要因

- ①他の人を雇う選択肢を含む、作業の実行方法を高度に制御する
- ②仕事を完了するのに必要な時間に同意する
- ③利益または損失を被るリスクを負い、劣悪な仕事や怪我に対する責任を負い、独自の保険に加入する
- ④独自の用具と機材を使用する
- ⑤労働許可証 (Australian Business Number) を持ち、請求書を提出する
- ⑥有給休暇の不存在
- ⑦通常、特定のタスクまたは時間に従事
- ⑧自分の税金と GST を支払う

ウ 保護

公正作業法に基づいて提供される一般的な保護は、独立した請負人にも適用される。本人には、限られた職場の権利及び特定の事業活動に

従事する権利が与えられ、これらの条項に基づく権利行使又は権利を行使する決定に関連し、いかなる不当な要求からも保護される。

人は仕事に応じ、自動的に従業員や独立した請負人になる訳ではない。労働許可証を持っている・請求書を発行していることなどが、自動的に独立した契約者に結びつく訳ではない。また、自身が従業員であるか、独立した請負人であるかを決定できる訳ではない。独立した請負人は、仕事をしている従業員と同じ様な仕事をすることもあるが、それでも独立した請負人である。従業員であるか独立した請負人であるかの判断は、これらすべての要因を考慮する必要がある。

エ 偽りの契約²⁴

偽りの契約とは、従業員として働いている者が、独立した契約者であるとされる契約である。偽りの契約は、雇用主の不注意により生じ、また意図的に行われることがある。これらの契約は、従業員資格に関する法的責任を回避しようとする雇用主により行われる場合がある。契約においては、雇用主は次のことができない。

- ①雇用関係を独立した請負人との契約として表示する。
- ②従業員を独立した請負人として従事させる目的で、解雇又は解雇すると脅迫する。
- ③従業員が独立した請負人になるように説得または影響を与えるために、故意に虚偽の陳述を行う。

以下は偽りの契約の例である。

- ①に対応：従業員に独立した請負人であると説明する。
- ②に対応：従業員が独立した請負人にならない場合、従業員を解雇または解雇すると脅迫する。
- ③に対応：従業員に独立請負人になるよう説得するため、虚偽のことをいう。
- ④従業員を解雇し、同じ仕事をするために独立した請負人として契約する。

オ 支払い

独立請負人は従業員ではないため、最低賃金や時間当たりの賃金などはない。代わりに、独立請負人は契約時に支払額を取り決める。請負

人は、定期的・契約時又は事業終了時に支払いを受けることができる。独立した請負人は、支払いが必要ときに請求書を提示する。請負人は請負先に対し、請求額の支払いを強制することはできないが、法的措置を取るか法的支援を求めることができる。

カ 税と年金

請負人は、事業者として報酬からISR（所得税）とGST（消費税）の手続きをする必要がある。また、独立した請負人は、所得税だけでなく、年金の支払いを行う必要がある。これには例えば、請負人が完全に又は一時的に雇用される場合など、例外がある。この場合、退職年金上の従業員と見なされ、雇用者は退職年金を支払う義務がある。

キ 条件の取得

従業員としての条件が契約に含まれるよう交渉する場合を除き、独立請負人は休暇や解雇通知などの条件を付与されることはない。

ク 請負人と従業員との違い²⁵

独立請負人法2006（Independent Contractors法）及び公正作業法2009（Fair Work法）は、独立請負人の権利を保護している。裁判所は各要素を調べて、個人の雇用状態を判断する際に当事者の全体的な関係に基づき判断を行う。

ケ 罰則

公正労働検査官は、偽りの契約に対し制裁を科すことができる。また、雇用主が従業員を解雇しようとする場合、裁判所に差止命令を要請することができる。差止命令の目的は、解雇の発生を防止し、またはその影響を改善する。裁判所は、従業員を元に戻す、または補償するよう、別途命令を出すこともできる。

(3) 独立請負人法2006（Independent Contractors Act 2006）

独立請負人法は、独立した請負人向けに不公平な契約条件を規定した不当又は不公平な契約を裁判所に取消すよう依頼することができる。従業員と独立請負人は、自分の権利が侵害されていると感じた場合、FWO（Fair Work Ombudsman）に支援を要請できる。

3 自発的合意に基づく源泉徴収 (pay-as-you-go: PAYG withholding)²⁶

(1) PAYG 制度と活動報告書²⁷

個人事業者であるフリーランス等の請負人は、サービス提供者に該当する。こうした雇用関係のないサービス提供者は、支払先に事業者登録番号 (Australian Business Number : ABN) を提示すれば、通例、源泉徴収を受けることなく支払を受けることができる。一方、サービス提供者が望めば源泉徴収を受けることもできる。この場合、サービス提供者は、20%以上の税率で源泉徴収することに支払先と合意する必要がある²⁸。支払者は、例えば、①支払者が事業活動の一環として支払うものでない場合、②サービス提供者が18歳未満の個人で支払額が週350ドルを超えない場合、③支払額が75ドル (GST 別) を超えない等の場合、雇用関係のないサービス提供者からの ABN の提示を受けることなく、源泉徴収せず支払いができる²⁹。ただし、サービス提供者が、ABN 及び源泉徴収なしでの支払いを受ける場合には、サービスを受ける側が「支払い明細書 (Statement by a supplier)」を税務署に提出する必要がある。

まとめ

いわゆるウーバー問題として、物やサービスを有料で貸し借りして使うシェアリングエコノミーの拡大により生じる問題がある。シェアリングエコノミー上の貸し借りは仲介業者を通じて個人同士で行われることが多く、そこで得た所得の区分、課税漏れなどに留まらず、労働関係法でのフリーランス保護の検討が必要ともいわれる。

オーストラリアにおける特定の人的役務提供による所得の転換に関する法律 (APSI 法) は、シェアリングエコノミーにおけるフリーランスについて、節税のための法人格を否認し、経費制限・源泉徴収などで一定の規制をしようとする。APSI 法では、事業者にあたる場合を特定し、それに当たらない場合、被用者収入になる。その結果 APSI 法は、被用者収入 (給与所得) を、より広い範囲を取り込む所得として扱う規定となっている。管理運営会社を通じたサービス提供の裁判事例では、APSI 法の解釈として、会社が個人のサービス収入を調整する機能しか有しない場合、会社ではなく個人のサービス収入として扱うとし

ている。また、オーストラリアでは、フリーランスに対し、支払い明細書の提出に代え、選択による源泉徴収選択制度が存在し、所得税の課税漏れを少なくしている。

公正作業法は、独立した請負人を不利な労働、強制、結社の自由の濫用から保護するため、規定違反に対して重大な罰則を提供する。また、独立請負人法は、独立した請負人向けに不公平な契約条件を規定し、不当又は不公平な契約を取り消すよう依頼できる。

オーストラリアにおいては、シェアリングエコノミーに対し、課税上は、給与・事業所得あるいは個人・法人所得の区分をより明確化している。一方、労働関係法では、公正作業法・独立請負人法の保護がある。フリーランスの所得区分は、課税と労働関係法とのバランスの上に存在している。

注

¹ 「「シェアリングエコノミー」をめぐる課税漏れ対策、政府が検討へ 税制改正の焦点に」2017.9.7付、産経新聞。

² Uber Australia Pty Ltd は従業員500人余り、運輸サービス業としてオーストラリアのニューサウスウェールズにある。同社のオーストラリアでの関連企業は231社ある。オーストラリアで設立された法人は、国外源泉所得を含むすべての所得に対して課税される (Income Tax Assessment Act 1997 section6-5 Income according to ordinary concepts)。

³ 前掲注(1)。

⁴ 立入勝義『ウーバー革命の真実』(ディスカヴァー・トゥエンティワン・2018) 20頁。

⁵ Income Tax Assessment Act 1997 section 8-1 general deductions, Income Tax Assessment Act 1997 section8-5 specific deductions.

⁶ *id.*, section25-100 Travel between workplaces.

⁷ *id.*, section32-20 Employer expenses.

⁸ *id.*, section32-35 Seminar expenses.

⁹ 同法の83条までは、所得税審査法 (Income Tax Assessment Act 1997) 全般の改正および削除であり、84条からが所得転換に関する条文となっている。

¹⁰ APSI 84-1 What this Part is about - This Part

is about 2 issues relating to personal services income. Division 85 limits the entitlements of individuals to deductions relating to their personal services income. Division 86 sets out the tax consequences of individuals' personal services income being diverted to other entities (often called alienation of the income). These Divisions do not affect individuals or other entities that conduct personal services businesses. Division 87 defines personal services businesses.

¹¹ APSI85-1本条は、個人サービス所得に関連して、個人が控除できない金額を規定する。特に、被用者が利用できない控除は、同様に、個人サービス収入がある被用者ではない個人の場合においても利用できない。ただし、個人が個人向けサービス事業を行っている、又は従業員の雇用者として収入を得ている場合、本条は適用されない。

¹² 条文内容については、後掲の裁判事例の検討部分参照。

¹³ *Fortunatow v FCT* [2019] FCA 1247.

¹⁴ オーストラリアにおいては、個人事業主など比較的小規模の事業は、信託形態のひとつである事業信託として行われているものが多く見られる。事業信託においては、事業資産を信託財産として拠出し、委託者が受託者、経営者及び配偶者や子供などの家族を受益者として裁量信託 (Discretionary Trust) を設定するというものが多い。裁量信託では、受託者がその裁量によって信託の収益・財産をどの受益者にどの程度分配するかを事後的に決定でき、受託者は経営者自身又は経営者が設立した会社とし、受託者は受益者 (家族) 全体での課税額が最少になるように信託財産からの収益を受益者に分配する。このような家族間における裁量信託を Family Trust (家族信託) と呼ぶ。信託は法人設立の必要がなく、また法人に課される法人税率は一律30%であることから、節税目的で広く使用されている (但し、年間売上金額が100万豪ドル未満の会社は27.5%)。受託者は、信託の登録、信託税申告書の提出及び税の支払いを含む信託の管理を担当する。受益者は、信託の当期純利益に対する自己の持分を自身の確

定申告の所得に含めることになる。 <https://www.ato.gov.au/General/Trusts/> (最終確認 2021.2.11。以下の注の URL 記載分について同じ。)

¹⁵ 同規定が適用された場合、わが国の同族会社の行為計算否認規定にみられる「対応的調整」(例えば所得税法157条3項)が行われるか否かは不明である。

¹⁶ APSI86の対象となることにより個人収入として課税され、APSI85が適用される。なお、APSI85は、個人サービス所得に関連して、個人が控除できない項目を定めている。

¹⁷ 労働政策研究報告書 No.18「労働者」の法的概念：7ヶ国の比較法的考察。 https://www.jil.go.jp/institute/reports/2005/documents/018_6.pdf

¹⁸ 「豪州の運輸事情」(平成29年5月版)国土交通省H P 主要運輸事情調査報告書 (アメリカ、オセアニア地域) (5) 自家用車乗合サービス事業を巡る状況、42-45頁。 <http://www.mlit.go.jp/common/001243898.pdf>

¹⁹ 当該調査は2019年6月7日、労働規制当局 (Fair Work Ombudsman) により実施された。 <https://www.fairwork.gov.au/about-us/news-and-media-releases/2019-media-releases/june-2019/20190607-uber-media-release>

²⁰ Fair Work Act 2009 Chapter 1—Introduction, Part 1-1—Introduction, Division 2—Object of this Act. <https://www.legislation.gov.au/Details/C2017C00323>

²¹ <https://www.fairwork.gov.au/find-help-for/independent-contractors>

²² <https://www.fairwork.gov.au/find-help-for/independent-contractors#difference-between-contractors-and-employees>

²³ <https://www.fairwork.gov.au/how-we-will-help/templates-and-guides/fact-sheets/rights-and-obligations/independent-contractors-and-employees>

²⁴ <https://www.fairwork.gov.au/find-help-for/independent-contractors#difference-between-contractors-and-employees>

²⁵ *Id.*, at 23.

²⁶ 2000年7月以前は、英国同様、PAYE = pay-

as-you-earn（あなたが稼得したところに従い納付せよ）という用語が使われており、PAYGも同様の意味と解さる。

²⁷ PAYG payment summaries: forms and guidelines.

<https://www.ato.gov.au/Forms/PAYG-payment-summaries--forms-and-guidelines/>

²⁸ 租税行政法別表1第12条の55。所得税の査定、不服申立手続など租税手続については、1953年租税行政法（Taxation Administration Act 1953）に規定されている。

²⁹ この場合、納税者番号（TFN/タックス・ファイル・ナンバー）の提示も不要。<https://www.ato.gov.au/Forms/PAYG-withholding-where-ABN-not-quoted--annual-report/>